

春日井市都市景観審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市都市景観条例施行規則（平成6年春日井市規則第27号）第19条の規定に基づき、春日井市都市景観審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長の任期等)

第2条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職を辞し、又は委員を辞退したときその他会長が欠けたときは、次回の審議会において、会長の選出を行うものとする。

(会議の招集)

第3条 会長は、審議会の会議を招集しようとするときは、委員に対し招集の期日の3日前までに、あらかじめ議案、日時及び場所を通知しなければならない。

(意見の聴取等)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出若しくは説明を求めることができる。

(議事録)

第5条 審議会の会議については、議事録を作成し、議長及びその会議で議長が指名した委員1人がこれに署名する。

(会議の公開)

第6条 審議会の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除くものとする。

- (1) 権利者の個人情報に該当すると認められる事項について審議を行う場合
- (2) 権利者相互の利害に関わる事項について審議を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議の公開又は非公開の決定は、前項の基準に基づき、会長が当該会議に諮

って行うものとする。

3 会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(専門部会)

第7条 第2条から第4条までの規定は、専門部会について準用する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市都市景観審議会運営要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市都市景観審議会運営要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。